

さくら市農業委員会総会議事録（令和5年6月定例総会）

1. 開催日時 令和5年6月23日（金）午後1時30分から午後2時50分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長	18番	齋藤 敏一
会長職務代理者	19番	石田 多美子
委員	2番	古澤 一郎
	3番	小林 功
	5番	伊藤 喜章
	6番	片岡 純雄
	7番	小菅 和彦
	8番	小林 薫
	9番	大谷 伸二
	10番	加藤 幸治
	11番	関 誠
	12番	千野根 友治
	13番	柴山 昇
	14番	石原 功江
	15番	石塚 良男
	16番	小林 義和
	17番	七久保 勉
	20番	手塚 智枝子

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 非農地証明願いについて
	議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について
	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第6号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6. その他 耕作放棄地の非農地通知書交付請求書の取り下げについて

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	大竹	宏委
係長	小倉	真理
主査	高野	洋
主事	大野	まりか

8. 会議

事務局	大竹	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は18名で、欠席はありませんので、定足数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	齋藤	<p>皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中有難うございます。</p> <p>先月の30日に、全国会長会議というのがありまして、局長と一緒に東京に行ってまいりました。特別皆様にお繋げしなくてはならない事はないのですが、ちょっと気になる点が二つあったものですから、ご報告しましてご挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>一つ目は、前にも少し話したのですが、下限面積の廃止に伴う転用目的の不適当な案件が全国に出てきている、というような話が出ていました。</p> <p>二つ目は、営農型の太陽光発電に伴う農作物の栽培が適正に行われていないケースがあるのではないかという話が出ていました。法的に取り締まりが出来ないかという話も出ていまして、現状ではそれは厳しいということで、実際には農振法や農地法の運用の中で防止していくしかないということのようです。幸い、さくら市では、まだその様な疑われる案件は出てきていなので、これからも引き続き事務局と協力しながら未然に防止していくようにしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>今日は、このメンバーで行う最後の総会となりますので、良い総会にしたいと思っておりますので慎重審議をろしくお願いいたします。</p> <p>それではただ今から、さくら市農業委員会6月定例総会を開催いたします。</p>

事務局	大竹	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、会議に先立ちまして、5月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第5条の規定による許可1件申請者(株)〇〇につきまして、栃木県農業会議に諮問したところ5月26日付けで許可相当の答申に基づき、許可書の交付を行いましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2番	古澤	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第1号1件、議案第3号2件、議案第5号3件、の合計6件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>次に、第2調査会委員長の報告を求めます。</p>
7番	小菅	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号1件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号1件、議案第5号4件の合計10件でございます。後ほど担当委員から詳細な説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	齋藤	<p>次に、第3調査会委員長の報告を求めます。</p>
17番	七久保	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第4号1件、議案第5号1件の合計2件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>次に、第4調査会委員長の報告を求めます。</p>
6番	片岡	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第3号1件の合計1件で</p>

		<p>す。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。10番の加藤幸治委員、11番の関誠委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
7番	小菅	<p>案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>ただ今の事務局の説明のとおり、昭和20年代から出入り口として使っていたようです。航空写真等でも20年以上前から使われていることが確認されましたので、特に問題はないと思います。</p> <p>今月19日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>

議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第1号番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
5番	伊藤	<p>案内図1-2をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>現在、この〇〇さんのお宅は空き家になってりまして、誰も住んでいないのですが、今回は△△に住んでいる長男の方が申請しました。昭和46年当時に大谷石の塀を造りまして、現在物置になっております。ですから50年以上そのような状態です。</p> <p>15日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号2番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出につ</p>

		いて」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。) この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。 今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。
議長	齋藤	あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願います。
7番	小菅	あっせん委員といたしまして、7番 小菅和彦、20番 手塚智枝子委員を指名します。
議長	齋藤	それでは、議案第2号 番号1番のあっせん委員は、7番 小菅和彦委員、20番 手塚智枝子委員を指名します。 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第3号番号1番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
11番	関	案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する) 譲受人の〇〇さんは、専業農家として水稻を中心とした経営を行っております。申請地につきましては、所有者の△△さんから土地の売却の話がございまして、〇〇さんの方で購入をし、規模拡大を図るというものでございます。 地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました問題ないと判

		断しております。以上のような状況でございます。皆様のご審議をお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第3号 番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第3号 番号2番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
7番	小菅	案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明する) 譲受人〇〇さんは、以前に譲渡人から、この農地を借りて家庭菜園として作物を作っていました。これまで農家要件を満たしていなかったために農地を買うこと出来なかったのですが、この度下限面積要件が無くなったことで、土地を購入し、自分の土地として作物を作っていきたいということです。 今月の19日に地元の推進委員と、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。特に問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい

		たします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第3号 番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第3号番号3番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
6番	片岡	案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明する) 〇〇さんが△△さんへ贈与ということで、現在、△△さんは、□□□□を育てて、各●●さん等に貸し出しをしております。〇〇さんは怪我等により無職で、作業が出来ない状態で、現在、農地が少し荒れているのですが、△△さんへ贈与して▲▲畑を増やすということです。 20日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました但問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。皆様のご審議をお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】

議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号3番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>(議案第3号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
3番	小林	<p>案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>この案件は譲渡人の父親が、長年申請地の耕作をお願いしていた畑を譲受人へ無償で贈与する案件であります。譲渡人の二人は、〇〇市と△△△市に住んでおります。相続した畑を耕作できないということで、□□□氏にお願いし、畑を贈与することになりました。以上のような状況でございます。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>

議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号 番号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>(議案第3号番号5番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
2番	古澤	<p>案内図3-5をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>この案件は、譲受人〇〇さんから、譲渡人△△さんへ贈与する案件です。詳細は、事務局の説明のとおりです。</p> <p>6月15日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査のうえ現地調査を行いましたが無問題と判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号 番号5番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号5番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号 番号6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>(議案第3号番号6番について、朗読して説明する。)</p>

		<p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
2番	古澤	<p>案内図3-6をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>この案件は、〇〇〇〇市に住む譲受人△△さんが、譲渡人□□さんより所有権を移転する案件です。詳細は、事務局の説明のとおりです。</p> <p>6月15日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査のうえ現地調査を行いましたが無問題と判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号 番号6番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号6番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>

議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
3番	小林	<p>この案件は、上阿久津台地土地区画整理事業地内でありますので、場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>この案件は、令和〇年〇月〇〇日付けで農地法5条の許可を受けた土地に係る当初事業計画を変更する案件です。当初計画は建売分譲でしたが、注文住宅に変更になります。</p> <p>変更後の土地利用計画は、一般住宅、木造1階建、敷地中央に建物を配置、進入路は北側道路、取水は上水道、排水は公共下水道に接続、雨水の処理は宅地内にて浸透処理します。</p> <p>資金計画は、建築費、付帯工事費、土地取得費、諸経費合わせて3,004万5千円です。全額自己資金で考えております。</p> <p>周辺には農地はございませんので、被害はないと思われま。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号 番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第4号 番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり約0.2haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>

議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
9 番	大谷	案内図 4-2 をご覧ください。(申請の場所を説明する) この案件は、〇〇さんの長男が当初、平成△△年に、この土地に一般住宅を建築し住む予定でしたが、その後、本家の後継者となり、本家に居住したため、事務局の説明のとおり住宅建築が必要なくなったということです。その後、□□さんが売買により一般住宅を建築するものです。内容については後で出ますので、そこで説明させていただきます。 18日に地元の推進委員と現地を確認し、本日第1調査会において書類審査および現地確認を行いました。問題はないと考えております。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。 【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第4号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第4号 番号2番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第5号番号1番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

5 番	伊藤	<p>案内図 5-1 をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>畑を今回転用しまして、現在〇〇さんの宅地を取壊しまして、その畑と一緒に改めて建売分譲住宅を 2 区画建築します。周りは第 3 種農地、閑静な住宅街で、場所的にも一等地になると思います。上下水道も全て完備しています。何ら問題はないと思います。</p> <p>15 日に地元の推進委員と現地を確認し、本日調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無ら問題はないと考えております。</p> <p>皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 5 号 番号 1 番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第 5 号 番号 1 番については、原案どおり承認されました。</p> <p>議案第 5 号 番号 2 番と番号 7 番の 2 件については、いずれの件も上阿久津台地土地区画整理事業地内における 2 度目の所有権移転でありますので、一括審議とさせていただきます。</p> <p>では、議案第 5 号番号 2 番・番号 7 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第 5 号 番号 2 番・番号 7 番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、いずれの案件も、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので第 3 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>

3番	小林	議案第5号 番号2番・番号7番の2案件は、上阿久津台土地 地区画整理事業地内にありますので、場所の説明は省略させてい ただきます。いずれも譲渡人が住宅建築を目的として農地法第5 条の許可を受けた土地です。今回の案件は譲渡人から譲受人への 所有権移転の案件であります。許可することは何ら問題ないと判 断しております。なお、各案件とも資金計画としまして金融機関 からの融資証明書並びに残高証明書も添付されております。ご審 議の程よろしく申し上げます。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい たします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号 番号2番・番号7番について、承認される方の挙手 を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第5号 番号2番・番号7番について は、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第5号 番号3番について、事務局の説明を 求めます。
事務局	高野	(議案第5号番号3番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地 の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の 例外「既存敷地の拡張 既存施設の面積の2分の1を超えないも の」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断し ます。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
2番	古澤	案内図5-3をご覧ください。(申請の場所を説明する) この案件は、今年の初めに農振除外申請が承認された案件で

す。店舗敷地の南側の農地の一部2298㎡の内936.38㎡を駐車場として転用する案件です。

転用行為の必要性ですが、現在申請地北側に敷地面積1957.36㎡、駐車スペース25台にて営業しておりますが、当初予定していた交通量より非常に多く、更に大型車の通行もあって混雑時には駐車スペース以外での駐車も見受けられ一日でも早く申請地部分を駐車場用地として拡張させたいと考えております。

土地の選定理由及び土地利用計画ですが、選定理由は、利用計画通りの駐車台数を確保できること、県道と市道の2方向からの進入路とします。ちなみに、店舗拡張の場合、敷地面積の2分の1以内とするという条件があり、今回は許可相当であります。

資金計画は、土地造成費2,600万円、全額自己資金にてまかさないです。上水道、下水道への接続はありません。

15日に地元の推進委員と現地を確認し、本日調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無ら問題はないと考えております。

皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

議長 齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。

【異議なしの声あり】

議長 齋藤

異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第5号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 齋藤

全員挙手ですので、議案第5号 番号3番については、原案どおり承認されました。

続きまして、議案第5号 番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 高野

(議案第5号番号4番について、朗読して説明する。)

なお、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設

		<p>又は公益施設が存する農地であるため第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
5番	伊藤	<p>案内図5-4をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>ここは農地ですが、近年ほとんど作付けされておらず、草が生えるのを防止するような、田うないしている位の場所です。ここを〇〇さんが買い取りまして、8区画の建売住宅を建てる案件です。周りは住宅地で、上・下水道も完備しておりまして何ら問題ないと思われまます。</p> <p>15日に地元の推進委員と現地を確認し、本日調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無ら問題はないと考えております。</p> <p>皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号 番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第5号 番号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第5号番号5番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区区分は、土地区画整理事業施行地内でありまますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>

議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
3番	小林	この案件は、先ほどの議案第4号 番号1番の事業計画変更の申請と同じ場所でございますので、場所の説明は省略させていただきます。 事業計画、転用行為の必要性、土地の選定理由、土地利用計画、資金計画、周辺農地への被害防除対策、これも先ほどの議案第4号 番号1番と同じでございますので、省略させていただきます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。 【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号 番号5番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第5号 番号5番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第5号 番号6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第5号番号6番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約0.2haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
9番	大谷	案内図5-6をご覧ください。 先ほどの議案第4号 番号2番の事業計画変更の申請と同じ場

所でございますので、場所の説明は省略させていただきます。

今回、譲渡人〇〇さんから譲受人△△さんへ売買による一般住宅を建築する案件であります。△△さんの妻の実家がさくら市で、同じさくら市内に、子どもが生まれまして手狭になって、今借家に住んでおりまして、その様な理由でさくら市に土地を探しておりました。

土地利用計画につきましては、軽量鉄骨2階建住宅を1棟建築します。進入路として、96.45㎡の土地を一緒に購入します。給水は市上水道、排水は市下水道に接続します。雨水は自然浸透します。周辺には植栽を行い、周りの農地に影響が無いよう転用します。東が雑種地、西が道路、南と北が宅地でありますので、周辺農地への影響は、ほぼ無いと思います。

資金計画については、土地購入費500万円、建築費3,000万円、諸経費200万円の合計3,700万円です。全額融資で用意しております。

18日に地元の推進委員と現地確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無ら問題はないと考えております。以上のような状況であります。

皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

議長 齋藤 それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。

【異議なしの声あり】

議長 齋藤 異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第5号 番号6番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 齋藤 全員挙手ですので、議案第5号 番号6番については、原案どおり承認されました。

議案第5号 番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 高野 (議案第5号番号8番について、朗読して説明する。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がり10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の

		<p>例外「既存敷地の拡張 既存施設の面積の2分の1を超えないもの」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
3番	小林	<p>案内図5-8をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>この案件は、贈与による所有権移転の案件でございます。</p> <p>転用目的は、一般住宅敷地拡張でございます。</p> <p>転用行為の必要性といたしまして、譲受人は、昨年11月に土地と住宅を購入し居住しておりますが、申請地は居住敷地に隣接し、地籍が37㎡と小さな土地でございます。この度、土地所有者に住宅敷地を拡張したいので申請地を譲ってほしい旨を伝えたところ、幸いにも贈与での所有権移転を承諾してくれました。当該申請地が農地であることから、敷地拡張目的の転用許可を取り、所有権を移転したいと思います。</p> <p>土地の選定理由ですが、申請地は現居住敷地の南東角地部分にあたり、敷地拡張し一体化して使用出来れば現居住敷地の地形はほぼ長方形となり、使い勝手が大変良くなります。その他、隣接して敷地拡張できる土地はありません。申請地に隣接する農地は無いため、周囲の農業上の土地利用に及ぼす影響はありません。</p> <p>土地利用計画については、土地面積37㎡。除草して現状のまま現住宅敷地と一体化して使用。給排水は無く、雨水は敷地内浸透。北・西は自己所有宅地。東は道路、南は道路及び水路で、周辺農地への影響はありません。</p> <p>資金計画は、土地代金・土地整地費はございません。雑費として10万円計上しております。</p> <p>以上のような状況でございます。</p> <p>皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>
17番	七久保	<p>譲受人は外国人の方だと思うのですが、外国人が土地を求めるのには条件があるのですか。</p>

事務局	高野	特に制限は無いと思います。
議長	齋藤	他に何かございますか。
8番	小林	この案件では無いのですが、5条の規定によって許可された土地なのですが、今の季節は、草が繁茂する時期でありまして、以前許可した土地に腰位の高さに草が生えている場所が何ヶ所かあって、秋以降に工事に入るような場合、近隣に迷惑がかかる場合があるので、譲受人に対して綺麗にするように言った方が良いのではないかと思うのですが。
事務局	高野	譲受人に事務局から連絡して、草を刈ってくださいと言った例はありますので、そういった気になる案件があれば、事務局へ声をかけていただければ、許可した方に連絡して適正管理をお願いしますということで、こちらから申し伝えますので、よろしくお願いいたします。
議長	齋藤	他に何かございますか。 他にないようですので、採決に入ります。 議案第5号 番号8番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第5号 番号8番については、原案どおり承認されました。 ここで暫時休憩とします。 (午後2時33分から午後2時45分の間、暫時休憩)
議長	齋藤	それでは会議を再開します。 議案第6号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に

		<p>関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める計画となります。</p> <p>令和5年度 第3号 公告予定年月日は令和5年6月30日です。</p> <p>計画の内容といたしましては、利用権設定が新規6件、再設定26件、所有権移転が1件となっております。</p> <p>なお、詳細については、別紙のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第6号については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号3番、</p> <p>報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号2番はお目通しを願います。</p> <p>次に、4番の「その他」に入ります。</p> <p>「耕作放棄地の非農地通知書交付請求書の取り下げについて」事務局より報告いたします。</p>
事務局	小倉	<p>4月の定例総会において承認されました「耕作放棄地の非農地通知書の交付について」ですが、請求者より取り下げ書の提出がありましたので、1件取り下げとなりました。取り下げとなったのは、(請求者氏名、土地の所在、地目、面積を説明。)</p> <p>以上ご報告いたします。</p>
議長	齋藤	<p>何か質問等ございますか。</p> <p>本日の議題はすべて終了しました。</p> <p>以上を持ちまして、さくら市農業委員会6月定例総会を閉会い</p>

たします。

(午後2時50分)